

せいかつ ほご てび 生活保護の手引き

せいかつ ほご びょうき じこ りゆう こくみん せいかつ こま
「生活保護」は、病気や事故などの理由で国民が生活に困ったときに、
けんぼうだい じょう りねん くに さだ けんこう ぶん かてき さいていげん
憲法第25条の理念にもとづいて、国が定めた健康で文化的な最低限
ど せいかつ ほしやう じりつ じよちやう もくてき
度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする
せいど
制度です。

せいかつ ほご ほう 生活保護法

だい じょう ほうりつ にほんこくけんぼうだい じょう きてい りねん もとづ
第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、
くに せいかつ こんきゆう こくみん たい こんきゆう ていど おう
国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、
ひつやう ほご おこな さいていげんど せいかつ ほしやう
必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その
じりつ じよちやう もくてき
自立を助長することを目的とする。

おか やま し
岡 山 市

生活保護を受けるためには

世帯の全員が協力しあって生活をするための最大の努力をすることが求められます。次のような努力をしてもなお最低生活を維持することが困難な場合に、生活保護を受けることができます。

(1) 能力の活用

家族の中で働ける人は、能力に応じて一生懸命働いて収入を得てください。

福祉事務所には、就労支援相談員があり、就労についての相談を受け付けております。

この制度を十分活用して就労のための努力をしてください。

(2) 資産の活用

世帯員が保有している資産についても最大限に活用して自立のための努力をすることが求められます。そのため、預貯金、生命保険、貴金属、有価証券、自動車、居住に必要でない土地や建物、耕作していない田畑などは、有効に活用（換金、売却など）してください。

特に自動車については使用も原則として認められません。

(3) 扶養義務者からの援助

親・子・兄弟姉妹など親せきから援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

(扶養義務者の援助は、生活保護に優先して行われますが、保護の前提条件ではありません。)

(4) 他法他施策の活用

年金・手当など、他の法律や施策で利用できるものや受けることができるものは、もれなく手続きしてください。

(例) 雇用保険、傷病手当金、各種年金、児童扶養手当、児童手当、各種減免制度など

生活保護の仕組みと種類

国がきめている基準によって、あなたの世帯に必要な最低生活費を計算し、それをあなたの世帯のすべての収入と比べて、足りない分だけ生活保護費として支給されます。

最低生活費は、世帯員の年齢や人数などによって異なりますが、衣食などの生活費、家賃・地代などの住宅費、義務教育に必要な教育費などの合計をいいます。

収入とは、あなたの世帯の給料（高校生のアルバイト収入含む）、賞与、農業収入、自営収入、年金・手当、仕送りなどのすべての収入をいいます。ただし、収入を得るための必要経費などは、一定の基準により控除されます。

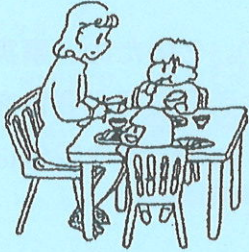
生活保護は、世帯を単位として適用されます。

次のような場合、基本的に同一世帯とみなされます。

- ① 単身赴任や出稼ぎをしている場合
- ② 子が学校のために他の土地に住んでいる場合
- ③ 病気療養のために病院などに入院している場合

せいかつ ほ ご しゅるい
生活保護の種類

せいかつ ふ じょ
1. 生活扶助



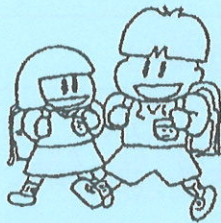
いしょく ちじょう
衣食など、日常
せいかつ ひつよう
生活に必要な
ひよう
費用

じゅうたく ふ じょ
2. 住宅扶助



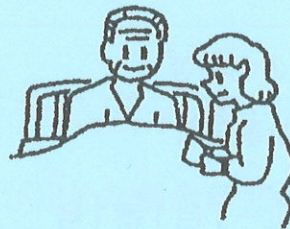
やちん ちだい じゅうたく
家賃・地代、住宅
ほしゅう ひつよう
補修などに必要な
ひよう
費用

きょういく ふ じょ
3. 教育扶助



しょう ちゅうがっこう
小・中学校の
がくようひん きゅうしょくひ
学用品、給食費
などの費用
ひよう

かいご ふ じょ
4. 介護扶助



かいご ひつよう
介護に必要な
ひよう
費用

いりよう ふ じょ
5. 医療扶助



びょうき やげがの
病気やけがの
ちりよう ひつよう
治療に必要な
ひよう
費用

しゅっさん ふ じょ
6. 出産扶助



しゅっさん ひつよう
出産に必要な
ひよう
費用

せいぎょう ふ じょ
7. 生業扶助



せいぎょう ぎのうしゅうとく
生業、技能修得
こうこう しゅうがく
や高校の就学に
ひつよう ひよう
必要な費用

そうさい ふ じょ
8. 葬祭扶助

そうぎ そうさい ひつよう ひよう
葬儀・葬祭に必要な費用

げんそく
※原則として、あなたの収入を、1～8の順番にあてて、不足する分についてのみの保護を
しゅうにゅう じゅんぱん ふそく ぶん ほご
受けられます。

しんせい てつぎ
申請の手続

生活保護を申請するためには、福祉事務所に備えてある書類に、必要事項を記入して提出してください。申請後に福祉事務所の職員があなたの世帯に生活保護が必要かどうかの判断をするための調査や訪問面接などを行います。調査の際、必要に応じて同意書を提出していただきます。

なお、生活保護はあなたの申告をもとに調査や保護費の決定を行います。そのため、事実と異なる内容で申請したり必要な調査を拒否した場合には福祉事務所が生活保護の必要性を判断できず、生活保護が適用できないことがあります。また、事実と異なる申請や申告は法律により処罰の対象となることがありますので、十分に注意してください。

ふくしじむしょ しょざいち たんとうくいき
福祉事務所の所在地と担当区域

ふくしじむしょ めいしょうとう 福祉事務所の名称等		しょかんくいきしょうがっこうくたんい 所管区域(小学校区単位)
北 区 中 央	おかやましきたくちゅうおうふくしじむしょ 岡山市北区中央福祉事務所 〒700-8546 おかやましきたくしかたちょういちちようめばんごう 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 ☎086-803-1210・1211・1212・ 1214・1252・1253	おかやまちゅうおうせいきこうなんしかたおおもと 岡山中央、清輝、岡南、鹿田、大元、 御野、牧石、石井、三門、大野、西、御南、 陵南、吉備
北 区 北	おかやましきたくきたふくしじむしょ 岡山市北区北福祉事務所 〒700-0071 おかやましきたくたにまんなりにちようめばんごう 岡山市北区谷万成二丁目6番33号 ☎086-251-6531	いしまつしまのだによこいまやかみしょうない 伊島、津島、野谷、横井、馬屋上、庄内、 かもりざんあしもりけいめいちゅうざんまやしも 加茂、鯉山、足守、蛍明、中山、馬屋下、 ももがおかひらつみつみつみなみごじょうたけべ 桃丘、平津、御津、御津南、五城、建部、 たけえだふくわたり 竹枝、福渡
中 区	おかやましなかくふくしじむしょ 岡山市中区福祉事務所 〒703-8566 おかやましなかくあかさかほんまちばんごう 岡山市中区赤坂本町11番47号 ☎086-901-1231	きょくとうひらいさんくんうのそうなんそうめい 旭東、平井、三勲、宇野、操南、操明、 きょくそうとみやまさいでんたつのくちはたきょくりゅう 旭操、富山、財田、竜之口、幡多、旭竜、 たかしま 高島
東 区	おかやましひがしくふくしじむしょ 岡山市東区福祉事務所 〒704-8116 おかやましひがしくさいだいじなかにちようめばんごう 岡山市東区西大寺中二丁目16番33号 ☎086-944-1822	こづかちけしごやままさだかいせいさいだいじ 古都、可知、芥子山、政田、開成、西大寺、 さいだいじみなみおがみとよたいはくこうじまあさひ 西大寺南、雄神、豊、太伯、幸島、朝日、 おおみやうきたひらしまみやすつのやまじょうとうだい 大宮、浮田、平島、御休、角山、城東台、 こうさいちくさ 江西、千種
南 区 西	おかやましみなみにしふくしじむしょ 岡山市南区西福祉事務所 〒701-0205 おかやましみなみくせのおばんち 岡山市南区妹尾880番地1 ☎086-281-9620	せのおみしまふくだこうじよそねひがしうね 妹尾、箕島、福田、興除、曾根、東疇、 だいちふじただいにふじただいさんふじたなださき 第一藤田、第二藤田、第三藤田、灘崎、 ななくひこさき 七区、彦崎
南 区 南	おかやましみなみくみなみふくしじむしょ 岡山市南区南福祉事務所 〒702-8021 おかやましみなみくふくだばんち 岡山市南区福田690番地1 ☎086-230-0322	ふくはまひらふくほうせんこうらこぐしうらやす 福浜、平福、芳泉、甲浦、小串、浦安、 ふくしまなんきよしだほうめい 福島、南輝、芳田、芳明